第百八十二条の二第一項第一号	第百八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。第百八十二条の四第二項において同じ。）	投資法人法第八十一条の二第二項において準用する第百八十条第二項の投資主総会
	日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）	日
第百八十二条の六第一項	発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）	発行済投資口
	総数	総口数
第二百九条第二項	第二百十三条の二第一項各号	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百十三条の二第一項第一号
	当該各号に定める支払若しくは給付	同号に定める支払
	第二百十三条の三第一項	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百十三条の三第一項

第七十二条の表第二百五条の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第七十三条の表第二百八条第一項の項の次に次のように加える。

第二百十一条第二項	第二百九条第一項	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百九条第一項

第七十三条の表第二百十一条第一項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二百十三条の二第一項第一号	第二百八条第一項	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百八条第一項
第二百十三条の二第二項	総株主	総投資主
第二百十三条の三第一項	取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）	執行役員及び監督役員

第七十三条の表第二百十二条第一項第一号の項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同表に次のように加える。

第二百十三条の二第一項第一号	第二百八条第一項	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百八条第一項
第二百十三条の二第二項	総株主	総投資主
第二百十三条の三第一項	取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）	執行役員及び監督役員

第七十五条中「第二号を除く。）」の下に「及び第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）」を加え、「第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）」を削り、「当該」を「同法の」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主

第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第八十四条第一項において準用する第百四十七条第三項又は第五項の投資法人法第八十四条第一項において準用する第百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えに
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	投資主
	当該株主等	当該投資主
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求める訴え
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
	株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人
	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人